

| 件名 | 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例 | 建設部 上下水道局 下水道室 |
|---|----------------------|----------------------|
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>市民に必要なサービスである下水道事業を、将来にわたり安定的に運営していくためには、財政的管理が不可欠であり、複式簿記に基づく収益費用の把握が必要となります。</p> <p>総務省は、地方公営企業の経営機能強化や財政状況の透明性を確保するため、地方公営企業法の適用範囲を拡大する方針を従来から示してきており、公共下水道事業については、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」（平成26年8月29日通知）において、平成31年度までに公営企業会計へ移行すべきであるとしています。</p> <p>このことから、「健全かつ持続可能な下水道経営」を目的として、平成24年11月に策定した「亀山市下水道事業地方公営企業法適用基本計画書」に基づき、下水道事業のうち公共下水道事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」といいます。）の財務規定等を適用するため、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 趣旨 < 第1条関係 ></p> <p>法の規定に基づき、公共下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めることとします。</p> <p>(2) 設置の目的等 < 第2条関係 ></p> <p>汚水を排除し、処理することにより市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置し、公共下水道事業に法の財務規定等を適用することとします。</p> <p>(3) 経営の基本 < 第3条関係 ></p> <p>公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととします。また、公共下水道事業の処理区域面積及び処理人口について定めます。</p> <p>(4) 重要な資産の取得及び処分 < 第4条関係 ></p> | | |

予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分について定めます。

(5) 議会の同意を要する賠償責任の免除 < 第 5 条関係 >

公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、賠償額が 10 万円以上である場合は、議会の同意を得なければならないこととします。

(6) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等 < 第 6 条関係 >

負担付きの寄附の受領等でその金額が 100 万円以上のもの及び損害賠償の額の決定でその金額が 50 万円以上のものは、議会の議決を得なければならないこととします。

(7) 業務状況説明書類の作成 < 第 7 条関係 >

公共下水道事業に関して作成しなければならない業務の状況を説明する書類について、記載すべき事項等を定めます。

(8) 委任 < 第 8 条関係 >

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

3 その他

(1) 施行日は、平成 27 年 4 月 1 日とします。

(2) 附則において、亀山市特別会計条例の一部を改正し、亀山市公共下水道事業特別会計を廃止します。

亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第32号

亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が経営する公共下水道事業（以下「公共下水道事業」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的等)

第2条 汚水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する汚水をいう。）を排除し、処理することにより市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の処理区域面積及び処理人口は、下水道法第4条第1項の規定により定めた北勢沿岸流域下水道（南部処理区）流域関連亀山市公共下水道事業計画によるものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、

その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(亀山市特別会計条例の一部改正)

2 亀山市特別会計条例 (平成 1 7 年 亀山市条例第 4 9 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「次の各号に掲げる事業」を「農業集落排水事業」に、「当該各号に定める特別会計」を「亀山市農業集落排水事業特別会計」に改め、同条各号を削る。

第 2 条中「各号」を削り、同条の表 亀山市公共下水道事業特別会計の項を削る。

第 3 条中「各号」を削る。